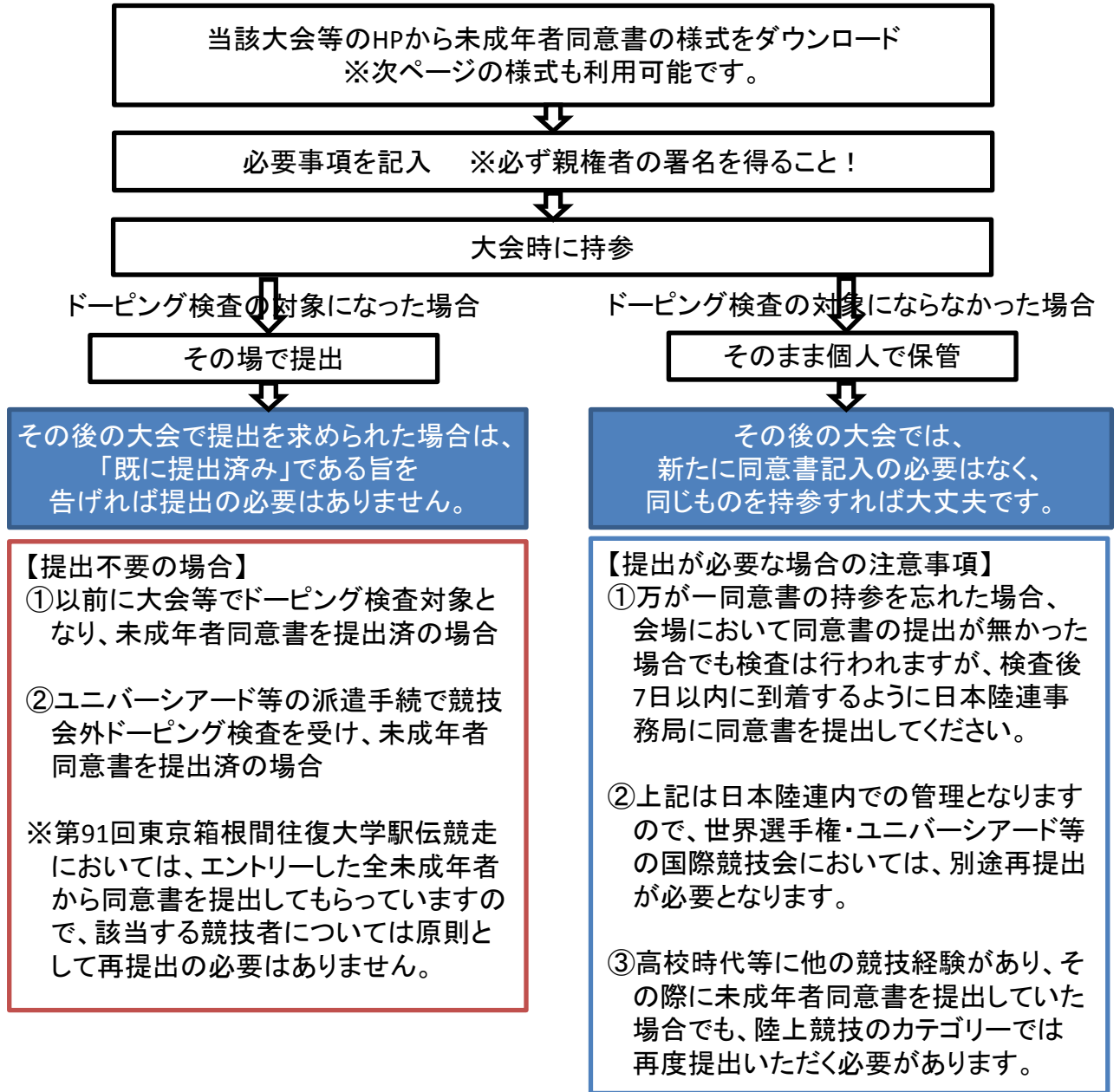


アンチ・ドーピングに関する未成年者同意書の持参について

2015年1月1日より、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、そして日本アンチ・ドーピング規程が改定され、未成年者(20歳未満)の選手が競技会に参加する際、「未成年者同意書」(親権者による署名が必須)を持参しなければならなくなりました。

ドーピング検査が行われる競技会に出場する未成年者は、所定の様式の未成年者同意書を熟読し、署名、捺印の上、競技会に必ず持参するようにしてください。

★未成年者同意書の運用方法



ドーピング検査は、スポーツの公平性を守るために非常に重要な取り組みです。一方で、プライバシー等、競技者の方々の重大な人権にも関わることです。未成年の競技者の皆さんの人権保護のためにも、同意書の提出にご協力をお願いいたします。また、競技会に参加する際は、ドーピング検査が行われる大会であるか否かをよく確認して参加するようにしましょう。

※日本陸連HPにて、未成年者同意書の提出が必要な競技会の一覧を参照することができます。
詳しくは、<http://www.jaaf.or.jp/pdf/doisho-1.pdf>参照。

公益社団法人日本学生陸上競技連合

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-11 中沢ビル2F

TEL 03-5304-5542 FAX 03-5304-5569 Eメール juauj@joy.ocn.ne.jp

同意書

私、【親権者氏名】 _____ は、【20 歳未満の競技者】 _____ (以下「甲」) の親権者として、甲を含む公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (以下、「JADA」) に加盟している競技団体に登録するすべての競技者に、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程 (以下「日本アンチ・ドーピング規程等」といいます。) が適用されることを理解します。

更に、JADA ウェブサイト <http://www.playtruejapan.org/> の『U20 未成年同意書』にて、日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続 (以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。) 等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、日本アンチ・ドーピング規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、甲が満 20 歳となるまで有効とし、本人が 20 歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴連盟に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2015 年 1 月 1 日に効力発生予定の日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18 歳未満の者を未成年 (Minor) として扱うものとし、18 歳、19 歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

また、私は、私及び甲に関する個人情報並びに本同意書を、ドーピング・コントロール手続に使用する目的で、JADA、その他のアンチ・ドーピング機関及びその関係団体に提供することに同意します。

20 年 月 日

上記内容について確認致しました。

【競技者】 (甲)

住所: _____

自署: _____ 印
(フリガナ _____)

生年月日: _____ 西暦 _____ 年 月 日
所属 _____

【親権者】

住所: _____

自署: _____ 印